

奈良県

特別高圧電力



NARA PREFECTURE

奈良県

受電中小企業給付金

第5期のご案内



奈良県では、世界情勢を背景にしたエネルギー価格の高騰の影響を受ける中小企業様の負担を軽減するため、給付金の支給を継続いたします。

受付
期間

令和7年6月9日(月)~7月31日(木)

対象事業者

奈良県内で特別高圧電力を利用する中小企業者で
次の **1 2** 両方に該当することが給付条件となります。

1 以下のいずれかに該当すること。

- 奈良県内の事業所において特別高圧の電力供給を受け、使用していること。
- 特別高圧の電力供給を受ける奈良県内の事業所内に入居しており、電力使用にかかる料金を負担していること。

2 給付金を請求する期間および申請日時点で **1** のどちらかに該当し、かつ今後も奈良県内で事業を継続する意思を有すること。

対象期間

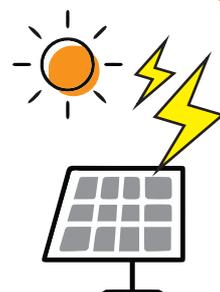
令和6年 8月使用分(9月検針分)~10月使用分(11月検針分)

令和7年 1月使用分(2月検針分)~3月使用分(4月検針分)

給付金額

対象月の給付単価 × 使用電力量

対象月	令和6年			令和7年		
	8月使用分	9月使用分	10月使用分	1月使用分	2月使用分	3月使用分
給付金額	2.0円/kWh × 使用電力量			1.3円/kWh × 使用電力量		0.7円/kWh × 使用電力量



裏面に支援金についての問い合わせ窓口を記載しています。

申請方法

奈良スーパーアプリにて申請となります。

専用 WEB ページ内にて奈良スーパーアプリにアクセスいただき申請してください。
申請方法等につきましては、専用 WEB ページ内の「申請の手引き」をご確認ください。
※申請は6月9日 9:00 から可能です。



※閲覧は5月26日 9:00 から可能です。

申請に必要な添付書類

**第1期～第4期で申請をした事業者も
今期は再度下記の書類の提出が必要です。**

必要添付書類	直接受電事業者	間接受電事業者
≪法人の場合≫ 履歴事項全部証明書の写し ※申請日の3ヵ月以内に発行されたもの	✓	✓
≪個人の場合≫ 身分証明書または住民票の写し ※申請日の3ヵ月以内に発行されたもの	✓	✓
特別高圧電力を受電する事業所所在地がわかる書類 (電力供給契約書・検針票・請求書の写し等)	✓	
特別高圧電力を受電している施設に入居していることがわかる書類 (賃貸借契約書等)		✓
対象月の使用電力量がわかる書類 (検針票・請求書・使用明細書等)	✓	✓
振込口座の通帳写し	✓	✓

★その他、提出が必要な書類がある場合がございます。詳しくは、専用 WEB ページにて「申請の手引き」をご確認ください。

Q&A よくあるご質問

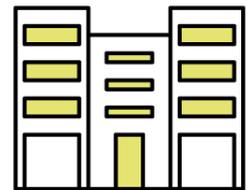
Q1 | 特別高圧とはなんですか？

「特別高圧」とは、電圧の種別において、7,000V を超えるものを言います。
電力会社との契約では、一般的に供給電圧が 20,000V 以上の契約が多いです。主に大規模な工場、商業施設やオフィスビル等。

Q2 | 中小企業の定義は？

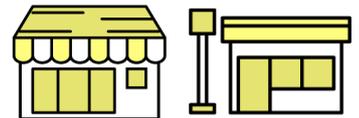
中小企業基本法における中小企業者の定義は下記の通りです。

業種	① 資本金または出資金額	② 従業員数 (常時)
製造業・建設業・運輸業・その他	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万以下	100 人以下
小売業	5,000 万以下	50 人以下



Q3 | 商業施設のテナント事業者ですが、入居している商業施設が特別高圧を利用しているかわからない。確認方法は？

入居している商業施設の管理者にお問い合わせください。



Q4 | なぜ、「特別高圧」だけが給付対象で、低圧、高圧は対象ではないのか？

特別高圧以外の「低圧」、「高圧」については、国において負担軽減策が実施されており、小売電気事業者を通じての値引きが実施されています。しかし、「特別高圧」については国の負担軽減策の対象外となっている為、奈良県では、特別高圧電力を利用している大規模な工場や商業施設に入居するテナントなどの中小企業に対して支援を行います。

その他の Q&A は
専用 WEB ページにて
ご確認ください。

奈良県特別高圧電力受電中小企業給付金事務局

お問合せ先

コールセンター 050-1731-3880

開設期間 5月26日(月)～8月29日(金)

受付時間 平日 9:00～17:00 (土日祝のぞく)

専用
WEB
ページ



※閲覧は5月26日 9:00 から可能です。